

基本方針 3 資源の有効利用

12 つくる責任
つかう責任

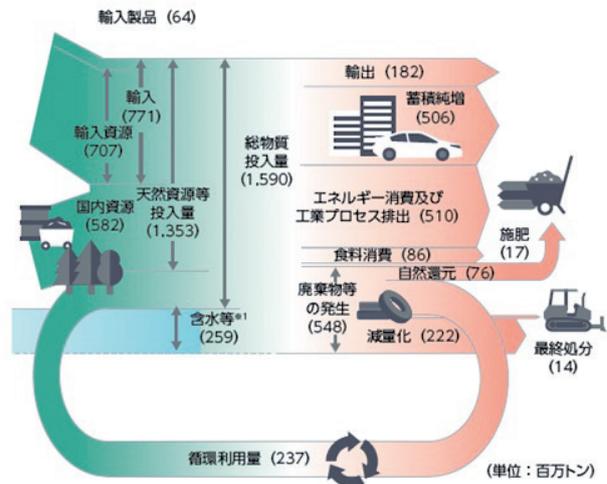


資源分野の動向

社会的課題

経済成長と人口増加に伴い、世界における廃棄物の発生量は増大しており、循環型社会の形成に向けた取組を進めていく必要があります。

東京の都市機能の維持のためには、廃棄物等を処理する埋立処分場の確保が必要ですが、都内には現在の埋立処分場の他に新たな土地を確保することは困難です。現在の埋立処分場をできるだけ長期間にわたって使用していく必要があり、廃棄物のさらなる減量化や有効利用が求められています。



日本の物質フロー (平成29年度)
出典 令和2年度版環境・循環型社会・生物多様性白書

水道局が使用・排出する資源

浄水処理の過程では、凝集剤や消毒剤などの薬品や、高度浄水処理を行うための活性炭を使用します。一方で、凝集・沈殿により発生する浄水場発生土（河川の汚れを集めた土）が毎年約8万トン前後、粒状活性炭の入替により使用済粒状活性炭が年間約9千トン、工事現場から建設廃棄物約110万トン等が発生します（年度によって異なります）。

さらに、東京の水道の水源は680万m³/日ありますが、そのうち12万m³/日は不安定な水源*です。水は有限で貴重な資源ですが、水道管を通して、水道水をお客さまに届ける際に、少なからず漏水してしまいます。

また、水道局はオフィス活動に伴い、紙や水を使用し、廃棄物を排出しています。

* 水源施設が完成していないため、河川の流況が悪化した場合、他の水源に先駆けて取水が制限される水源

課題解決に向けて

目指す姿

水道事業に伴い排出される廃棄物等による環境負荷を最小化

考え方・方針

廃棄物の発生を抑制するため、発生する土や廃棄物を資源としてリサイクルすることに努めるとともに、お客さまにお届けする前の水のロスも限りなく減らせるよう、計画的に漏水防止対策を行っています。

また、東京都グリーン購入ガイドに基づいた環境にやさしい物品の調達や、オフィス業務においても紙や水の使用量の抑制に努め、循環型社会を形成することを目指しています。

環境5か年計画 2015-2019 で設定している目標

- 浄水場発生土の有効利用
- 粒状活性炭の有効利用
- 建設副産物のリサイクルの推進
- 資源循環に配慮したオフィス活動の推進
- 漏水防止対策の推進
- 庁舎での水資源の有効利用

資源の有効利用

使用量抑制

廃棄物のリサイクル

廃棄物の抑制とリサイクルの推進

取組事項 17

浄水場発生土の有効利用

浄水場において、河川の水から水道水をつくる過程で、河川水中の濁り（土砂）等を凝集・沈殿させた後、濃縮、脱水することで土が発生します。この土は、主に砂より小さく粘土より荒い堆積土であるシルト及び粘土で構成されています。機械脱水や天日乾燥を行うことで含水率を50%から60%まで減らしています。

水道局では、浄水場発生土の有効利用拡大に向けて、市場動向を見極めつつ、園芸用土やグラウンド土として利用するためのPRを積極的に行っています。浄水場発生土を利用した園芸用土等は、東京都環境物品等調達方針の特別品目（東京都が定めた環境負荷を低減する資材）に認定されており、環境にやさしいリサイクル原料です。

また、粒状改良土などへの再資源化も進め、浄水場発生土の有効利用率の向上に取り組んでいます。

令和元年度は、全発生土量約8.5万トンのうち、園芸用土やグラウンド土として約3.3万トン、粒状改良土への再資源化として約1.5万トンの有効利用を行いました。残る約3.7万トンは東京湾内の処分場に埋立処分しました。



浄水場発生土 約8.5万トン発生

有効利用
園芸用土やグラウンド土 約3.3万トン
粒状改良土への再資源化 約1.5万トン



浄水場発生土から作った
園芸用土

1 これまでの有効利用に向けた取組の経緯

原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響により、浄水場発生土の園芸用土及びグラウンド土への有効利用は、厚生労働省から基準が示されていないため、平成23年4月から見合わせてきました。

一方で、粒状改良土（工事の埋め戻し材）への再資源化は、平成23年6月に厚生労働省から示された「放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方について」に基づき、平成24年10月に小作浄水場の浄水場発生土から再開しました。

その後、平成25年3月に厚生労働省から示された「放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方」に基づき、浄水場発生土の園芸用土等への有効利用を全面的に再開しました。

2 放射能測定結果の公表

水道局では、浄水場発生土の放射性物質濃度量を測定し、その値をおおむね1か月ごとに水道局ホームページに公表しています。

<https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/suigen/shinsai/hasseido.html>



令和元年度取組実績

浄水場発生土のリサイクル率 56%

杉並区の西部支所では、地域のお客さまと連携して花壇整備を行う「花いっぱい運動」に取り組んでいます。花壇の土には、浄水場発生土を有効活用しました。



朝霞浄水場では、浄水場発生土を使用して育てた花鉢をお配りするイベントも定期的を開催しています。



取組事項 18

粒状活性炭の有効利用

粒状活性炭は、高度浄水処理過程において、かび臭原因物質等を除去するとともに、表面に繁殖する微生物によりアンモニア態窒素等を分解するために用いています。

この粒状活性炭は、年月の経過とともに機能が低下していくため、定期的な入替えを行います。令和元年度は使用済粒状活性炭が年間約 8,500 トン発生しました。以前は、発生した使用済粒状活性炭の一部を園芸用土等に有効利用し、残りを処分していましたが、平成 26 年度から試行的に燃料補助剤としての有効利用を開始し、平成 27 年度からは、引き続き園芸用土の資材や燃料補助剤等として全量を有効利用しています。



高度浄水処理に使用する
粒状活性炭

使用済粒状活性炭の
園芸用土への活用

令和元年度取組実績

使用済粒状活性炭の有効利用率 100%

コラム 再生炭の試行導入について

安全でおいしい高品質な水を供給するためには、粒状活性炭の更新が必要です。そこで、環境にも配慮したより効率的な運用方法を確立するため、使用した活性炭を再賦活処理することで、再生炭として有効利用することを試行的に実施しています。

平成 26 年から利根川水系の高度浄水処理施設に、順次、再生炭の試行導入を行っており、同時期に更新した新しい活性炭と共に水処理性や運転管理性の調査を実施しています。これまでの調査では、再生炭の水処理性及び運転管理性は新しい活性炭とほぼ同等であることが明らかとなっています。

今後も活性炭を更新時期までの長期間使用した場合の水処理性のデータ収集や、異なる水系での水処理性調査など、検証を続けていきます。

取組事項 19

建設副産物のリサイクルの推進

水道局では、東京都の建設リサイクル推進計画、建設リサイクルガイドライン及び建設リサイクル法^{*1}実施指針に関する工事実施要領に基づき、建設廃棄物及び建設発生土のリサイクルの推進に取り組んでいます。

1 建設廃棄物のリサイクル

水道工事で発生する建設廃棄物のうち、アスファルト・コンクリート塊とコンクリート塊が主要 5 品目^{*2}の発生量の約 7 割を占めています。アスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊は、現場内で利用するほか、再資源化施設へ搬出を行っています。再資源化施設では、これらの塊を細かく砕いて道路建設の再生路盤材や再生砂として再利用しています。

また、場所打ち杭の施工により発生する建設泥土を建設用資材材料（流動化処理土など）として再利用を図った事例もあります。

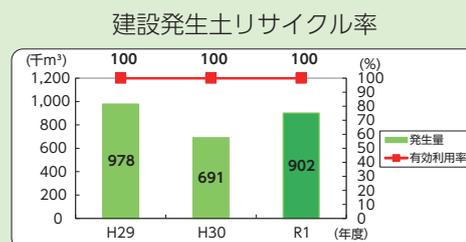
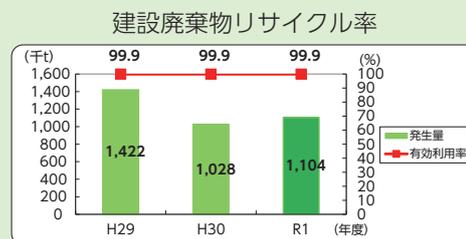
2 建設発生土のリサイクル

水道工事で発生した建設発生土は、工事現場内や他の工事での埋戻材として、又は造成地の盛土材等として活用しています。

また、路上工事等において埋戻材として活用できない建設発生土は、東京都建設発生土再利用センター等で土質改良を行い、再利用に努めています。

- ※ 1 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）
- ※ 2 アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設泥土、建設混合廃棄物及び建設発生木材

令和元年度取組実績 建設廃棄物及び建設発生土の リサイクル率 100%^{*}を達成



※ 建設廃棄物は小数点以下を四捨五入

取組事項 20

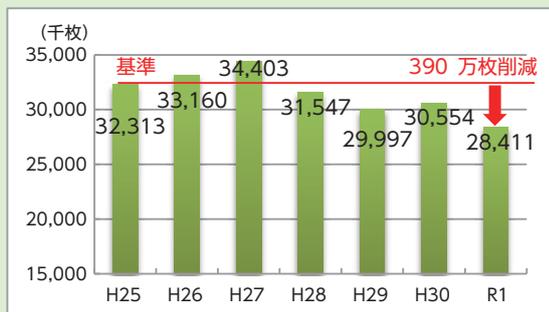
資源循環に配慮したオフィス活動の推進

水道局では、職員一人ひとりの意識向上を図りながら、毎年の事業活動を勘案し、日常業務活動から生じる環境負荷の低減に取り組んでいます。

1 コピー用紙使用量の抑制

コピー用紙は、資料を最小限にし、両面印刷、裏面利用を行い使用量の抑制に努めています。令和元年度は、会議や打合せ時にタブレット端末を利用し、ペーパーレス化を推進しました。

令和元年度取組実績 コピー用紙使用量*



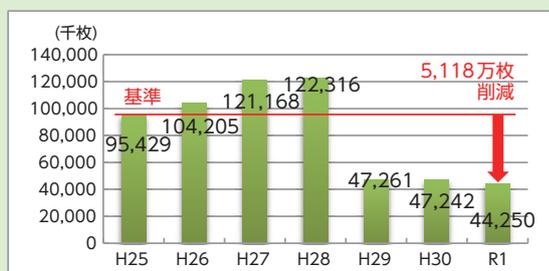
*コピー用紙の使用量は、A4 サイズコピー用紙に換算しています。

2 印刷物枚数の抑制

印刷の際には必ず印刷物台帳に記入し、総量を各庁舎にて適宜、把握して発行枚数を精査しています。

令和元年度は、必要印刷物の精査や発行数の見直しの徹底を心掛け、使用量を抑制することができました。水道局の施策や会議の有無等、年度によって大きく変動しやすいですが、今後も可能な限り印刷物枚数の抑制に努めていきます。

令和元年度取組実績 印刷物の総枚数

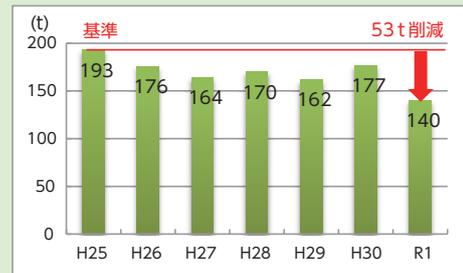


3 ごみの排出量抑制及びリサイクル率向上

各庁舎において、購入、使用及び廃棄の各段階でごみの減量に取り組んでいます。

また、最終的に発生するごみの分別を徹底し、リサイクル率の向上に努めています。

令和元年度取組実績 ごみの排出量



* 水道局として計量ができない庁舎の実績値を含んでいません。
ごみのリサイクル率 57%

さらに、日常業務活動から生じる環境負荷の低減に向け、次のような取組も行っています。

4 環境に配慮した物品調達

水道局では、東京都グリーン購入*推進方針及び東京都グリーン購入ガイドに基づき、環境に配慮した物品調達を行っています。

使用する物品等について、製品ライフサイクル(資源採取から廃棄まで)における様々な環境負荷を考慮して調達を行うことで、日常業務活動から生じる環境負荷の低減に努めています。

* グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく、環境の事を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを選択して購入することです。

東京都グリーン購入推進方針及び東京都グリーン購入ガイドはこちら→
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green.html



5 再生素材を使用した 被服の導入

水道局職員が着用する作業服の素材には、ペットボトル再生繊維を使用しています。



水道局の作業服

6 間伐材の有効利用

水道水源林での人工林の管理作業に伴い発生する間伐材等を、土木資材、事務所等の内装材等に利用するほか、水源林の大切さを都民に身近に感じてもらうための傘マーカーなどの広報グッズにも積極的に利用しています。



歩道の土留柵



傘マーカー

コラム 主伐材の利用の促進

水道局では、水道水源林の管理作業として、多様な樹種・世代の樹木で構成された森林への更新に向け、新たな苗木を植栽するスペースをつくるため、十分に成長した樹木をある程度残して伐採する主伐や、健全な成長が見込めない植栽木を伐採し、森林内に光が入るようにするための間伐を実施しています。

主伐材は、搬出して市場に供給し、土木・建築資材として利用されるほか、資材に適さない材については木質バイオマス発電にも利用されています。

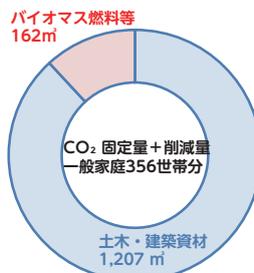
令和元年度の主伐作業は 4.55ha（テニスコート（シングルス用：196㎡）の 232 面分）実施し、有効利用された木材の量は約 1,370㎡でした。これによる CO₂ 固定・削減効果^{※1}は 944t-CO₂ となり、一般家庭世帯 356 世帯分^{※2}の年間 CO₂ 排出量に相当します。

※1 森林を構成する樹木が光合成により成長の過程で取り込んだ CO₂ は、土木・建築資材となった後でも貯蔵・固定され続けます。また、木質バイオマス発電時に排出される CO₂ は、大気から樹木が吸収していた CO₂ が大気中に戻るだけなので、大気中の CO₂ 濃度に影響を与えるものではありません。これをカーボンニュートラルといい、化石燃料を使用して発電するよりも CO₂ 排出量を削減できます。

※2 「平成 30 年度 家庭部門の CO₂ 排出実態統計調査」（環境省）における関東甲信地方の世帯当たり年間 CO₂ 排出量の値 2.65 (t-CO₂/世帯・年) をもとに換算



集材の様子



主伐材の CO₂ 固定・削減量
(令和元年度)

トピック ペーパーレス化と新しい働き方への取組

東京都では、平成 30 年に策定した「2020 改革プラン」の中でペーパーレス化の推進を掲げています。都庁全体で令和 2 年度までに達成すべき目標として、ペーパーレス会議実施率 90%、コピー用紙使用量 30% 削減（平成 28 年度比）が設定されました。水道局ではペーパーレス化に向け、以下のような取組を行っています。

☆ Web 口座振替申込受付サービス

水道局では令和 2 年 3 月 27 日から、水道・下水道料金の口座振替申込手続について「Web 口座振替申込受付サービス」を開始しました。これにより、対象金融機関であれば、パソコンやスマートフォン等からインターネットを利用して、口座振替の申込手続が簡単に行えるようになりました。これまで必要であった口座振替申込書の入手や郵送などの手間がかからず、ペーパーレス化に大きく貢献します。令和 2 年 6 月末時点で、約 25,000 件の利用がありました。

☆ 会議のペーパーレス化

水道局では、紙資料を配布しないペーパーレス会議の推進に当たって、職員に配布しているモバイル端末を、打合せコーナー等のモニターに接続して、資料報告や担当者間の簡易な打合せを実施しているほか、資料共有機能を有する Web 会議システムを導入するなど、ペーパーレス会議の実践に積極的に取り組んでいます。

☆ モバイル端末を活用したテレワークの導入

水道局では平成 31 年 1 月から試行期間と位置づけ、モバイル端末 300 台を導入し、実際に業務に活用することでその効果や課題を検証しています。また、令和 2 年 2 月から都庁舎・立川庁舎の全職員に対してモバイル端末 900 台を配置しました。

モバイル端末では、LTE 回線を利用することで、庁舎内に限らず庁舎外からもサーバーへのアクセスやメール確認、業務システムの利用など、現行の端末と同じ機能が使用できます。モバイルワークや在宅勤務型テレワークなど、新しい働き方にも活用していきます。



ペーパーレス会議の様子



モバイル端末の活用

水資源の有効利用の推進

取組事項 21

漏水防止対策の推進

漏水防止対策は、貴重な資源である水道水の有効利用につながり、浄水・送配水過程でのエネルギーの省力化及び二酸化炭素排出量の削減に寄与しています。

また、漏水による道路陥没等の二次被害を防止しています。

平成4年度に10.2%であった漏水率は、令和元年度には3.6%となっています。

世界の大都市における漏水率が10%から30%程度であることから、東京都はトップレベルの水準にあるといえます。

| | 平成4年度 | 令和元年度 |
|-----|-----------------------|----------------------|
| 漏水量 | 約1億8300万 m^3 | 約5,600万 m^3 |
| 漏水率 | 10.2% | 3.6% |

※漏水防止対策は、ダムなどの新規水源開発に匹敵する量の漏水を防止する効果があります。

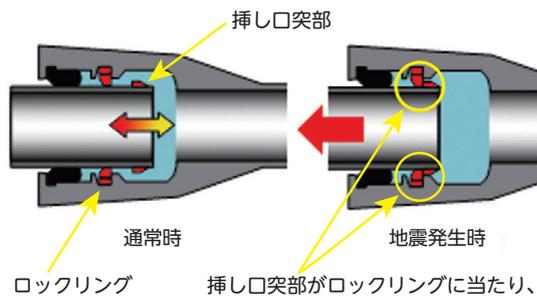
令和元年度取組実績

漏水率 3.6%

水道局では、漏水防止対策として以下のような取組を行っています。

①水道管の計画的な取替・管材質の向上

配水管のうち、経年管や初期ダクタイル管を、強度、耐震性に優れた耐震継手のダクタイル鋳鉄管に計画的に取り替えています。

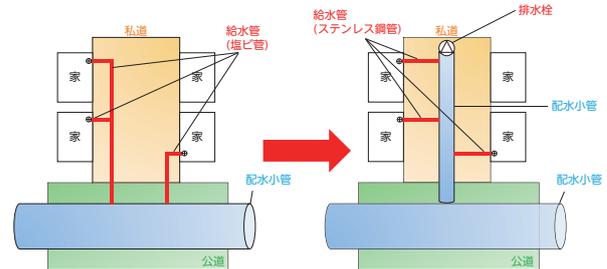


耐震継手のダクタイル鋳鉄管の構造

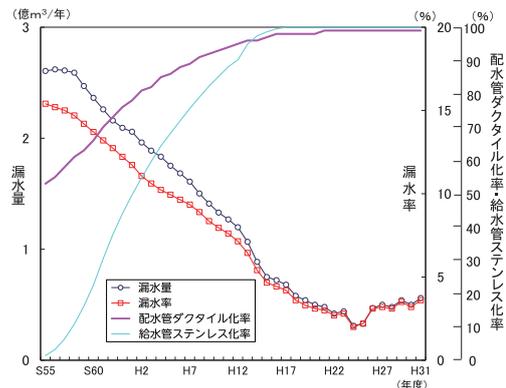
給水管については、私道に多くの給水管が布設されており、経年劣化により漏水が発生しやすい状況にありました。そこで、私道内に配水小管を布設し、給水管を整理・統合する工事（私道内給水管整備工事）を進めることで、漏水の未然防止を図っています。

また、東日本大震災において被害を受けた給水管の多くは、私道に布設されている塩化ビニル管でした。このため、平成24年度から、私道内給水管整備工事の対象を拡大するとともに、私道内の塩化ビニル管等を強度や耐震性に優れたステンレス鋼管に取り替える私道内給水管ステンレス化工事も実施し、私道内給水管の一層の耐震性向上に取り組んでいます。

なお、公道下の給水管については、以前は腐食しやすい鉛製給水管が用いられていましたが、平成18年度末までにステンレス管への取替えがおおむね完了しました。



私道内給水管整備工事



漏水量・漏水率と配水管ダクタイル化率・給水管ステンレス化率の推移

②水道管の腐食防止対策

そのほかにも、配水管をポリエチレンスリーブで覆うことや外部電源装置及び排流器の設置等による電気防食を行うことで、配管の腐食防止対策を実施しています。



ポリエチレンスリーブによる配水管の腐食防止

③漏水の早期発見・早期修理

地上に流出した漏水は即日修理を原則とし、24時間体制で対応しています。しかし、地下での漏水は直接確認できず、多くの場合、長時間放置されることとなります。このため、地下で発生している漏水を計画的に調査・発見し、発見後速やかに修理することを目的とした「計画作業」を実施しています。

計画作業は、網目状に埋設された配水小管を一定の延長で区切り、それを一つの区画として管理し、区画ごとに漏水調査を行うものです。

区画内全ての水道メータに音聴棒を当て漏水の有無を調査する各戸調査や、交通量の少ない夜間に地中の様々な種類の音の中から、漏水の音を電子式漏水発見器を用いて聴き取り、漏水箇所を調査し特定する音聴調査作業等があります。

発見した漏水は速やかに工事受注者等にて修理しています。



各戸調査



夜間音聴調査

④技術向上に向けた取組

漏水発見技術の向上を目的とした技術開発や、管路の腐食防止技術、管材料・継手の改良等漏水を予防する技術の開発に取り組んできました。

これまでに、様々な方式による漏水発見器の開発、各種土壌の影響調査や給水管取出部の腐食防止、電食防止対策技術に関する調査研究を実施し、配管の耐用年数の向上や適切な腐食防止技術の採用に努めています。

一方、断水せずに送・配水本管内面の調査が可能な管内調査ロボットを開発、さらにその映像を無線通信により遠隔で確認するなど、調査・点検技術の開発にも取り組んでいます。

開発した機器一覧

| 機器名 | 概要 |
|------------|--|
| 最小流量測定装置 | 夜間、水道使用のない時間に着目し、漏水を検知 |
| 電子式漏水発見器 | センサーで路面上から漏水音を検知 |
| 相関式漏水発見器 | 漏水音を管路上の2点で捉え、その伝搬時間の差から漏水位置を特定 |
| 時間積分式漏水発見器 | 漏水音が継続音であることを利用した漏水調査機器 |
| 希ガス式漏水発見器 | ヘリウムガスを消火栓等から注入し、漏水地点からのヘリウムガスを検出して漏水箇所を特定 |



管内調査ロボット

コラム 世界の水道事情の改善に向けて～水道局の国際貢献～

途上国の大都市では、急激な経済成長や人口増加等に伴い、水不足や水質汚染が顕在化していますが、これらの課題の多くは、東京水道が歩んできた長い歴史の中で直面し、解決してきたものです。

東京水道では、主にアジアの諸都市からの要請に応じ、訪日研修や講師派遣などを行うとともに、近年では民間企業と連携し、政府開発援助（ODA）を活用しながら、海外諸都市の水道事情改善のための技術協力やインフラ整備を進めています。

訪日研修では、アジアの水道事業体を中心として毎年300名程度の研修生を受け入れており、貯水施設の機能、漏水防止対策、給水装置管理など、水源から蛇口に至るまでの水道事業全般について、研修を行っています。令和元年度には51か国、214名の研修生を受け入れました。

また、民間企業と連携し、実際に現地の水道事情を改善する無収水^{*}対策事業にも取り組んでいます。平成26年度にはミャンマー・ヤンゴンにおける事業で、無収水率を77%から32%に削減しました。平成28年度からは、同じくヤンゴンにおいて無収水対策事業を広域展開し、実施しています。

今後とも途上国の水道事情の改善に貢献していきます。

^{*} 無収水とは、漏水に加え、盗水やメータ誤差等、料金収入につながらない水のことを言います。

ミャンマーにおける無収水対策事業
(国際貢献)

取組事項 22

庁舎での水資源の有効利用

水資源の有効利用は、供給側の取組だけでなく、需要側の取組も不可欠です。水道局では、節水等、庁舎の水使用量抑制に向けた取組を率先的に実施し、着実に効果を上げています。

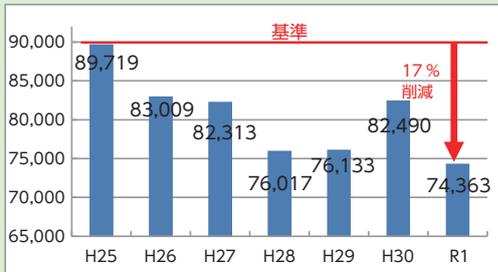
具体的な取組

1 節水

水道局では節水機器の導入や、節水シールを活用した職員の意識啓発などにより、日常的に節水に取り組み、水道局庁舎における水使用量の抑制を図っています。

令和元年度取組実績

庁舎の水使用量 74,363m³
平成 25 年度比約 17%削減を達成
庁舎の水使用量の推移



2 水の循環利用と雨水利用

水道局では平成元年に、「水道局庁舎等に係る水有効利用設備設置基準」を定め、庁舎等の新築及び改造に際し、雑用水^{※1}利用施設を設置し、水の循環利用^{※2}や雨水利用を行っています。

- ※1 雑用水とは、トイレ洗浄水や防災用水などの、人の飲用その他これに類する用途以外に使用される水をいいます。
- ※2 循環利用とは、ビル等の建物内で一度使用した水を浄化して、雑用水として再利用することです。

水道局の水有効利用状況

(令和元年度末現在)

| | 件数 | 設置場所 | 利用量 (m ³ /年) | 利用率 (%) ^{※3} | |
|------|----|--|-------------------------|-----------------------|-----|
| | | | | 範囲 | 平均値 |
| 循環利用 | 3 | 本郷庁舎、和泉庁舎、水の科学館 | 1,174 | 0~31 | 5 |
| 雨水利用 | 13 | 研修・開発センター、本郷庁舎、水源管理事務所、墨田営業所、足立営業所、新宿営業所、中野営業所、北部支所、三筋庁舎、和泉庁舎、多摩水道立川庁舎、多摩水道山王下庁舎、多摩水道元本郷庁舎 | 13,839 | 4~53 | 21 |

- ※3 利用率とは、庁舎全体の水使用量に対して、循環利用や雨水利用として使用した雑用水量の割合をいいます。

雨水は、都市における水資源として貴重なものです。雨水貯留により、災害時の非常水源として利用することもできます。また、雨水の利用は、都市型洪水の抑制にも寄与します。



コラム 雨水貯留タンク設置による水資源の有効利用

港営業所では雨水貯留タンクを設置し、これまで水道水で行っていた植栽等への散水を雨水へ転換するとともに、庁舎玄関の外気温の低下を目的とした打ち水を行っています。

雨水貯留は、職員が既製の収納ボックスを加工して作成し、安価かつ簡便なものとなりました。

また、貯留タンク設置後は営業所の近隣の保育園児と打ち水イベントを実施しました。会場が歩道及び都バス停留所に面していることから、近隣を通行される方々に当局の環境取組を紹介する良い機会となりました。

今後は現場作業機材等への清掃用へ広げていくなど、より一層雨水の活用を進めることで、環境負荷低減とお客さまサービス向上に努めていきます。



雨水貯留タンクの設置状況



打ち水イベントの様子

関連する取組

都では、一定規模以上のビルを建設する事業者に対し、関係局がそれぞれの所管において、雑用水利用施設の設置を指導しています。水道局では、建物の新築時に行う給水装置の新設の申込みの際に、雑用水利用をお願いしています。

令和元年度末現在、都内では、循環利用施設 836 件及び雨水利用施設 1,756 件が稼働しています。

都内循環利用施設利用状況

(令和元年度末現在)

| 状況 | 件数 | 総使用水量 計画量 (m ³ /日) (A) | 循環利用水量 計画量 (m ³ /日) (B) | 循環利用率 ×100 (%) (B/A) |
|--------------------|------------|---|--|----------------------------|
| 個別循環 ^{※4} | 456 | 295,702 | 80,527 | 27.2 |
| 地区循環 ^{※5} | 183 (54地区) | 102,310 | 23,600 | 23.1 |
| 広域循環 ^{※6} | 197 (7地区) | 105,073 | 36,216 | 34.5 |
| 計 | 836 | 503,085 | 140,343 | 27.9 |

- ※4 個別循環方式とは、ビル等の建物内で一度使用した水を同一ビル内で浄化し、雑用水として使用する方式です。
- ※5 地区循環方式とは、一定区画内にある複数のビル等で一度使用した水を1か所で浄化し、各ビルに雑用水として供給する方式です。
- ※6 広域循環方式とは、広域的な規模で、下水処理場の処理水(再生水)を雑用水として供給する方式です。

都内雨水利用状況

(令和元年度末現在)

| 分類 | 都施設 | 区市町施設 | 国施設 | 民間施設 | 計 |
|----|-----|-------|-----|------|-------|
| 件数 | 256 | 573 | 85 | 842 | 1,756 |